



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

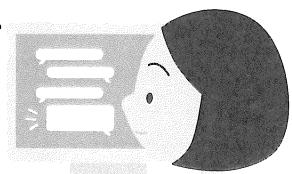
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

令和4年にリニューアル! 電子帳簿保存法

令和2年分の確定申告から青色申告特別控除の要件が厳しくなり、65万円の控除を受けるには、①確定申告を電子申告(e-Tax)で行う、または、②電子帳簿保存法の承認申請を受けることが条件となりました。当会では原則として、e-Taxによる確定申告を行っているうえ、希望された方(ブルーリターンA利用者のみ)は、電子帳簿保存法の承認申請も予備的に提出しています。そのため令和2年分の確定申告においても、複式簿記による記帳を行っている方は従来通り、青色申告特別控除65万円を適用しています。

さらに今回、令和4年1月1日(令和4年以降分の確定申告)より電子帳簿保存法制度が改正されます。



制度の変更内容

改正前

- 3か月前までに税務署長の事前承認を受けること
- 電磁的記録の訂正・削除履歴が確認でき、検索機能を確保するなど、一定要件を満たした信頼性の高い会計ソフトであること

改正後

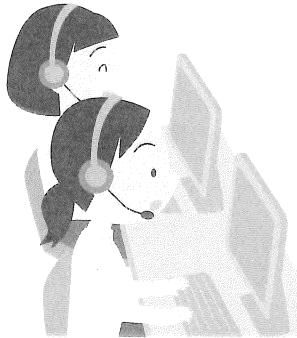
- 税務署長による事前承認を廃止(申請ではなく届出書の提出となります)
- 帳簿書類のデータによる保存の要件が緩和され、一般電子帳簿と優良な電子帳簿に二分化
- 優良な電子帳簿については、過少申告加算税(原則10%)が5%に軽減

会計ソフトブルーリターンAはJIIMA※が認証する「優良な電子帳簿」に対応しています

※JIIMAとは:公益社団法人日本文書情報マネジメント協会の略。認証を受けた優良な会計ソフトは、国税庁HPに掲載されています。

今回の改正で新たに追加された過少申告加算税の軽減に対応するためには、従来の電子帳簿保存法の承認申請をすでにご提出いただいている方も、令和4年以降に改めて電子帳簿保存法に関する届出(仮称)をご提出いただくことになります。会員の皆さんにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

ブルーリターンAは次世代型会計ソフトへと進化します!



例年1月上旬にバージョンアップをしている会計ソフト「ブルーリターンA」。ところが、今年は11月に「ブルーリターンA2022事前準備版」としてリリースされます。パソコンをインターネットに接続してブルーリターンAを利用している方(ライセンスキーを設定している方)は、自動的にアップデートされます。11月29日(予定)のリリース後、ブルーリターンAスタートメニューを立ち上げると特別な操作は不要で更新されますので、通常通り「BRAソフトの起動」のボタンを押してインストール・起動してください。

インターネットに接続せずにブルーリターンAを利用している方については、記帳確認や確定申告などで来会の際にパソコンをお持ちいただくか、1月下旬以降(予定)にバージョンアップCDで対応させていただきます。

なお、来年から順次、ブルーリターンAは次世代型会計ソフトとして大きくバージョンアップしていく予定です。今回のアップデートにより会計データの保存方式が変更され、ファイルのサイズが小さくなります。2022年秋に、希望する方にはインターネットのクラウド上(データストレージセンター)に会計データを保存できるようになる更新が予定されています(従来のUSB外部メモリなどの保存機能は残ります)。

また、現時点では確定ではありませんが、通帳やクレジットカード、Airレジと会計ソフトの連動機能、スマートフォンアプリからの記帳機能など、利用者に便利な更新も検討されています。ご期待ください!

所得税 予定納税(減額申請)の お知らせ

令和2年分所得税の年税額が15万円以上の方は、7月に年税額の1/3の金額を、11月にも年税額の1/3の金額を事前に納める(合計2/3の税額を前払いする)ことになっています。

ただし一定の基準を満たせば、減額を申請することができます。詳しくは事務局までお尋ね下さい。

なお、第1期(7月)に減額申請をした方は、第2期(11月)分について改めて申請をする必要はありません。

※納めた所得税は経費にはなりません。記帳する際は、事業主貸勘定として下さい。

予定納税額の減額申請期限	11月15日(月)
予定納税額の納付期限	11月30日(火)

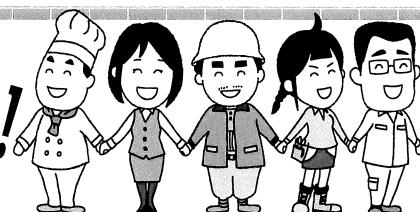
個人事業税(2期分)納付期限の お知らせ

令和2年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、以下の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等のご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

個人事業税 第1期 納付期限	—9月30日(木)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(火)

※年税額が1万円以下の場合は、9月30日までに全額を納めます。



今年もピンチです! 新規会員候補をご紹介ください!

当会は平成17年の創設以来、16年連続して会員数を伸ばしてきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったものの、昨年の同月号で同じようなお願いを掲載し、おかげさまで何とか会員数増を維持しました。

ところが今年も、新型コロナウイルスの影響が長引き廃業が多く、一方で新規開業者・入会者への広報機会も非常に限られています。今年も、初の会員減というピンチです!

皆さまのまわりで、外注先の個人事業主の方や記帳についてお悩みの方、令和5年から始まる消費税インボイス制度の導入に不安を抱えている方など、結果的に入会に結びつかなくても構いませんので是非ご紹介ください。よろしくお願いします!!

弁護士による無料相談行います!



弁護士の橋 先生による無料相談

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

11月22日(月)15:00~17:00

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談

ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

11月1日(月)・19日(金)・12月6日(月)

10時~12時／13時~16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定

行事予定期

11月1日(月)・19日(金)

税務相談日

11月22日(月)

法律相談日

11月24日(水)

全青色共済・傷害特約 口座振替日

11月29日(月)

全青色傷害・疾病入院補償 口座振替日

行事内容

編集後記

2年連続となる「当会ピンチ、紹介下さい」の記事、情けない限りですが、会員数増には強くこだわっていきたいと思っています。ご協力をお願い致します。

ところで、10月から受付が開始された消費税インボイス制度、免税の事業者が登録すれば増税になりますので、節税をモットーとする当会からできるのは情報提供だけです。最後の選択は皆さまの経営判断で。

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P: http://aoiro-f.com/
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221